

# 社会福祉法人 精華町社会福祉協議会 令和4年度 事業計画

## 目 次

I	社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会	2
II	基本方針	3
III	セクション別重点目標	4
	1. 経営体制の強化に向けた取り組みを推進します【法人運営室】	4
	2. 住民相互の助けあい活動の充実を目ざします【地域福祉課 福祉事業係】	4
	3. 生きづらさ・暮らしづらさを抱えた人に対する相談支援体制の強化を目ざします 【地域福祉課 地域支援係】	5
	4. 地域包括ケアシステムの強化に取り組みます 【地域福祉課 南部地域包括支援センター】	5
	5. 個別支援から地域支援につなぐ視点を意識して、利用者一人ひとりに寄り添う支援を目ざします 【在宅介護課 居宅介護支援係】	5
	6. 利用者の意思及び人権を尊重し、その人らしく自宅での生活が継続できるよう支援します 【在宅介護課 訪問介護係】	6
	7. 利用者の自立支援に向けて必要な介護サービスを提供します 【通所介護課 通所介護係】	6
IV	事業活動計画	7
	1. 法人運営室	7
	2. 地域福祉課 福祉事業係	7
	3. 地域福祉課 地域支援係	8
	4. 地域福祉課 南部地域包括支援センター	9
	5. 在宅介護課 居宅介護支援係	9
	6. 在宅介護課 訪問介護係	9
	7. 通所介護課 通所介護係	10
	8. チーム運営	10

## I 社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会

今日、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、コミュニティ機能の低下が進む中、公的な制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。

経済的困窮や引きこもり、虐待、権利侵害、不登校、離職など様々な要因によって、高齢者や障がい者に限らず、暮らしづらさを抱える人が増加し、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって失業した方や大幅な減収に陥った方からの相談が増加していましたが、令和3年度に特例貸付の一部が終了したこともあり、相談や生活福祉資金特例貸付の申請件数は、落ち着いてきています。

資金の償還については据置期間の延長を行ってきましたが、令和4年度後半から開始予定となるため、今年度は償還に関する相談が増加すると見込まれます。

地域で実施されている福祉活動やボランティア活動については、新型コロナウイルス感染予防のため、令和3年度も中止や規模を縮小する団体が見られました。このような状況の中、新型コロナウイルスの影響によって、福祉活動の担い手やボランティアの確保・育成はさらに困難な状況となっており、地域福祉を推進する中核団体である社会福祉協議会として、地域住民と共に今後の活動の在り方を考える必要があります。

精華町社会福祉協議会では、「地域で共に助けあい 支えあうまちづくり」を旨として、地域に密着した事業に取り組むとともに、役職員が一丸となって、地域住民や民生児童委員、地区福祉推進委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア、NPO 団体、事業者、行政などと協働しながら、深刻な生活課題や社会的孤立などの地域の課題に向き合い、「地域共生社会」の実現に向けてこれまでの活動をより強く推進する必要があります。

近年、社会福祉事業を実施するためには、専門職の確保が不可欠ですが、人材不足は深刻な社会問題となっており、介護職は有効求人倍率が5倍を上回る状況となり、求人募集しても採用できる可能性は著しく低い状況が続いています。令和3年度に本会で初めて実施した介護職員初任者研修修了者を雇用に結びつけられるよう努力し、かつ、介護職員処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算のほか、新設される(仮称)介護職員等ベースアップ等支援加算を有効に活用し、人材の育成、定着促進などの取り組みを一層進めます。

また、各課題に即応できる事務局組織を再編し、職員の資質向上並びに体制強化に努めます。

## Ⅱ 基本方針

### **基本方針1 住民が主役の地域福祉活動を支えています**

高齢化や人口減少が進行する中、福祉ニーズは多様化・複雑化してきており、地域の実状に応じたサービス提供体制の整備や人材確保、複合的な課題に対して分野横断的な対応が必要になってきています。

経済的困窮や引きこもり、虐待、認知症、不登校、離職、育児、8050問題、ダブルケアなどの要因によって、生きづらさ・暮らしづらさを抱える人が増加し、さらに新型コロナウイルスの影響で収入が減少・職を失うなど、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。これらの課題を受け止め、安心して暮らせる地域共生社会を実現していくために、各分野の連携を強化し、相談支援体制（絆ネットワーク）づくりを進めます。加えて、改正社会福祉法に基づき、市町村における包括的な支援体制の構築を図るため、重層的支援体制整備事業が創設されることから、これまでの社協活動の実績を踏まえつつ、包括的な支援体制づくりに積極的に参画します。

また既存の制度だけでは解決が困難な地域の生活課題などは、住民同士の助けあい・支えあいなど地域の中で支える基盤づくりを推進し、他団体との連携のもと支援できる仕組みを構築します。

### **基本方針2 住民の権利をまもり、地域生活を支えます**

本会は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。地域組織やボランティアなどのインフォーマルな活動を支援するとともに、デイサービスセンターをもつ事業者としてフォーマルサービスを提供しています。

住民が主役の地域福祉活動を支えるとともに、インフォーマル・フォーマルサービスを高齢者や障がい者、児童に関わらず、すべての住民の立場に立って一体的に提供することにより、地域生活を支えています。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて失業や収入減少に陥り、生活に困窮している方が増加しているため、生活福祉資金特例貸付だけに限らず、関係機関との連携を密にし、住民に寄り添った相談援助に努めます。

### **基本方針3 時代の変化に柔軟に対応できる組織をめざします**

社会福祉法が改正され、社会福祉法人は、その公益性・非営利性を高め、本来の使命を果たし、住民に対する説明責任を果たすことが求められています。

また、社会福祉の課題は拡大傾向にあるとともに、近年の福祉課題は複雑化してきているため、令和4年度はこのような実情を踏まえたうえで、各課題に即応できる事務局組織を再編し、専門職の確保、資質の向上等とあわせて引き続き事業実施

体制の強化を図ります。

令和4年度は第5次精華町地域福祉活動計画の策定年度でもあることから、大規模災害等に対応する事業継続計画などの策定を盛り込み、必要な福祉サービスを安定的・継続的に提供できる仕組みづくりを進めていきます。

### Ⅲ セクション別重点目標

#### 1. 経営体制の強化に向けた取り組みを推進します

##### 【法人運営室】

福祉ニーズの複雑化や多様化、補助金収入の削減など、本会を取り巻く状況は引き続き厳しい内容となっています。これらの課題を解消するために、既存の事業を見直すための関係職員による会合の場を設け、理事会に提案することにより経営の安定化に向けた自主財源の確保に引き続き尽力します。

法人全体として採算を図ることを目的として柔軟に事業を展開するとともに、情報発信手段としてSNSを活用し、幅広い世代に対して積極的な情報提供・情報公開に努めます。

また、令和4年度は第5次精華町地域福祉活動計画（令和5年度～令和9年度）の策定年度にあたるため、社協の基本理念、基本方針を踏まえた今後5年間の計画作りに取り組みます。

#### 2. 住民相互の助けあい活動の充実を目指します

##### 【地域福祉課 福祉事業係】

安心で豊かな暮らしを支える仕組みとして、子育て世帯に特化した「ファミリーサポート事業」や、子育て世代から障がいのある方、高齢者世帯までの生活支援を行う「ふれあいサポート事業」や、要介護者等の通院等を支援する外出支援サービス事業などを実施しています

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響によって、これらのサービスの担い手となる協力会員・援助会員の養成ができていないため、利用者は増加する一方、協力者は減少傾向にあります。

特に、ふれあいサポート事業については、支援内容や利用回数・利用時間数などに制限を設けずに実施してきましたが、協力会員の人数不足により新規依頼が受けられない状況に陥っているため、支援の必要性の高い方からサービスにつなげられるよう実施要綱を見直します。

また、令和4年度は、開催方法を工夫しながら協力会員・援助会員養成講座を開催し、住民相互の助けあい・支えあい活動を安定的に提供するための支援体制の充実に努めます。

### **3. 生きづらさ・暮らしづらさを抱えた人に対する相談支援体制の強化を旨とします**

#### **【地域福祉課 地域支援係】**

生きづらさ・暮らしづらさを抱える人が増加する中、社会的孤立が大きな社会問題となっています。誰もが住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を送るためには、福祉や生活課題の分野を問わず「丸ごと」支援できる相談支援体制が必要です。社協ふくし&相続相談や絆ネット構築支援事業などの相談機能を強化させることで地域や関係機関につなぐことができる対象分野に捉われない重層的・包括的な支援体制づくりを旨とします。

新型コロナウイルス感染拡大によって失業した方や大幅な減収に陥った方に対しては、生活福祉資金貸付制度（特例貸付）を中心に支援してきましたが、令和4年度からは償還の時期を迎えるため、相談援助にあたっては画一的な対応ではなく、状況や環境を十分に踏まえた柔軟な対応を心がけます。

### **4. 地域包括ケアシステムの強化に取り組みます**

#### **【地域福祉課 南部地域包括支援センター】**

少子高齢化、独居及び高齢者世帯や認知症高齢者の増加が進む中で、配慮が必要な人を支える家族機能の低下、地域の相互扶助の弱体化がニーズの多様化・複雑化につながってきています。

誰もが、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けられるには、どのような支援が必要か把握し、介護保険サービスのみならず医療・保健・福祉・住民主体の取組みなどの多様な社会資源につなげ、包括的及び継続的に支援していきます。

また、従来から実施している支援困難事例を対象とした地域ケア会議に加え、事業対象者や要支援者の自立を促すための自立支援型地域ケア会議を充実していき、個別ケースの課題分析を積み重ねることで地域課題を浮き彫りにし、政策への提案につなげていきます。

### **5. 個別支援から地域支援につなぐ視点を意識して、利用者一人ひとりに寄り添う支援を旨とします**

#### **【在宅介護課 居宅介護支援係】**

住み慣れた自宅でその人らしい生き方や、いつまでも社会参加・身体機能維持が出来るように要介護状態となられた方のケアプランを作成し、地域で安心して生活するために、個別支援から地域支援につなぐ視点を意識してケアプランを作成します。また、新型コロナウイルス感染拡大によってサービス利用が休止になった利用者の重度化防止や介護者の負担軽減を図るために、関係機関と連携して適切なサービス利用につなげていきます。

地域支援においては、出前講座などの地域貢献活動を通じて地域住民の方と関係

づくりを構築するなどの取り組みを行っていきます。

また、定期的に担当する利用者のケアプランを用いてケアプラン点検及び事例検討を行い、職員個々の資質向上に努めていきます。経験年数が浅い職員でも働きやすい環境づくりを目ざし、人材の定着化と平均稼働率90%台を維持していきます。

## **6. 利用者の意思及び人権を尊重し、その人らしく自宅での生活が継続できるよう支援します**

### **【在宅介護課 訪問介護係】**

核家族化や新型コロナウイルス感染症の流行のため、里帰りができなくなるなど親族等からの育児・家事援助が受けられない妊娠中及び生後1年未満の乳幼児を養育する妊産婦に対し、安心して出産・育児が迎えられるよう、ヘルパーが訪問し家事や育児のサポートを行う産前産後ヘルパー派遣事業を精華町からの委託により新たに実施します。

要支援者及び要介護者や認知症高齢者、障がい者、妊産婦が住み慣れた地域や自宅で暮らしていけるよう、日曜日から土曜日まで活動を行い、利用者や家族の思いに寄り添った支援をします。

令和4年度は、介護サービス第三者評価を受診することで事業運営の具体的な問題点を把握し、更なるサービスの質の向上を目ざします。

## **7. 利用者の自立支援に向けて必要な介護サービスを提供します。**

### **【通所介護課 通所介護係】**

利用者やその家族の生活を継続する上で必要な介護サービスを提供するために、通常規模型通所介護・認知症対応型通所介護（ほっとぴあ）・介護予防通所介護相当サービス・おたっしや倶楽部を運営します。

事業の運営にあたっては、利用者の尊厳を守り、自立支援や重度化防止を目的とした適切なサービス提供に努めます。

あわせて、介護従事者の身体的な負担軽減を図るために介護用ロボットを活用し、ノーリフトケア（抱え上げない介護）を実践します。また、職員間の情報共有を円滑にすることで事故などを未然に防げるよう ICT 機器の活用にも積極的に取り組みます。

職員のスキルアップを図るために職員研修を充実させ、利用者や家族に信頼していただけるデイサービスを目ざします。

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続して提供できるように、感染予防の取り組みや災害発生時の避難を含めた対応など、日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みを推進します。

## IV 事業活動計画

### 1. 法人運営室

- (1) 法人の運営に関する事務 **8,549 千円**
- ①正副会長会議（三役会議）の開催
  - ②理事会・評議員会の開催
  - ③監事による監査の実施
  - ④評議員選任・解任委員会の開催（必要時）
  - ⑤役員・顧問及び評議員の改選事務（必要時）
  - ⑥給与事務
  - ⑦労務管理・福利厚生事務
  - ⑧人事にかかる事務
  - ⑨予算案編成・決算案調整
  - ⑩会計業務（見直し）
  - ⑪労働安全衛生に関する事務
  - ⑫役員研修の実施
- (2) 情報発信及び事業の透明性、公開性を高めるための業務の推進 **1,044 千円**
- ①せいか社協だよりの発行
  - ②ホームページの充実
  - ③ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用
  - ④情報公開・個人情報保護に関する業務
  - ⑤福祉サービス苦情解決事業の実施
- (3) 施設及び固定資産管理業務 **11,351 千円**
- ①デイサービスセンター保守点検管理業務
  - ②職員駐車場管理業務
  - ③各種基金及び積立金の造成管理
- (4) 地域福祉活動計画進捗管理業務 **77 千円**
- (5) 職場内 ICT 化事業 **250 千円**
- (6) 職員資格取得促進事業 **250 千円**
- (7) **第5次精華町地域福祉活動計画策定業務《新規》** **5,199 千円**
- (8) **事務局組織改編**

### 2. 地域福祉課 福祉事業係

- (1) ふれあいサポート事業の実施（見直し） **1,740 千円**
- (2) 配食サービス事業の実施〈受託事業〉 **6,907 千円**
- (3) 紙おむつ等給付事業の実施（見直し）〈受託事業〉 **3,989 千円**
- (4) 外出支援サービス事業の実施〈受託事業〉 **1,075 千円**

- (5) 障害者移送サービス事業の実施〈受託事業〉 95 千円
- (6) ファミリーサポート事業の実施〈受託事業〉 3,473 千円
- (7) 日常生活用具等貸出事業の実施
- (8) 地域福祉センターかしのき苑運営管理支援業務〈受託事業〉 3,352 千円
- (9) ひとりぐらし老人の会事務局の運営
- (10) 共同募金委員会事務局の運営
- (11) 各種イベントへの参加・協力
  - ①障害児者ふれあいのつどい
  - ②けいはんなふれあいコンサート

### 3. 地域福祉課 地域支援係

- (1) 会員増強運動の実施 508 千円
  - ①会員増強計画の作成
  - ②普通会员・賛助会員・法人会員の募集
  - ③各自治会への協力金の助成
- (2) 地域福祉活動の推進 1,304 千円
  - ①小地域福祉委員会（21か所）活動支援業務
    - ・小学校区圏域の校区連絡会の開催
  - ②地区福祉推進委員等研修会の開催
  - ③地域福祉活動ライブラリーの充実
  - ④高齢者ふれあいサロンへの活動支援
  - ⑤子育てサロンへの活動支援
  - ⑥小・中・高等学校における福祉体験学習への支援と福祉教育の推進
  - ⑦障がい者サロンへの活動支援
  - ⑧テレフォンサービス事業の実施
  - ⑨地域ひとつなぎ事業の実施
- (3) ボランティア活動の推進 922 千円
  - ①ボランティアセンター運営委員会の開催
  - ②ボランティア登録及び需給調整に関する業務
  - ③ボランティア保険等に関する業務
  - ④ボランティアセンター登録グループ活動助成金に関する業務
- (4) 地域児童福祉活動助成事業の実施 360 千円
- (5) 生活福祉資金貸付事業等事務〈受託事業〉 3,502 千円
- (6) 福祉サービス利用援助事業の実施〈受託事業〉 4,709 千円
- (7) 成年後見支援センターの設置〈受託事業〉 5,720 千円
- (8) 第2層生活支援コーディネーターの設置〈受託事業〉 3,100 千円
- (9) 住民の権利を守るための相談事業の実施 393 千円

- ①弁護士による無料法律相談の実施
- ②司法書士による無料法律相談の実施（山城南地区社協）
- ③社協ふくし&相続相談の実施
- (10) 共同募金配分事業の実施 351 千円
- (11) 各種イベントへの参加・協力
  - ①ふれあいまつり
  - ②せいかまちづくり塾
  - ③きょうと地域福祉実践交流会（広域事業・当番）

#### 4. 地域福祉課 南部地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業の実施〈受託事業〉 22,879 千円
  - ①予防給付等に関するケアマネジメント業務
  - ②総合的な相談支援業務及び権利擁護業務
  - ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - ④介護者家族の会等の当事者の支援
- (2) 企業の社会貢献活動の支援業務（まちの福祉サポート店事業） 87 千円
  - ①社協ふくし&暮らしの困りごと相談《新規》
- (3) 介護者リフレッシュ事業の実施〈受託事業〉 139 千円

#### 5. 在宅介護課 居宅介護支援係

- (1) 居宅介護支援事業の実施 15,745 千円
  - ①ケアプラン等作成業務
  - ②要支援者ケアマネジメント業務〈受託事業〉
  - ③介護保険要介護認定調査の実施〈受託事業〉
  - ④介護相談業務の実施
  - ⑤ケアマネだよりの発行
- (2) 公益的取り組みの実施
  - ①（仮称）地域貢献活動の実施
  - ②家族交流会の実施
  - ③せいか祭り

#### 6. 在宅介護課 訪問介護係

- (1) 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの実施 39,374 千円
  - ①訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
  - ②個別ケア会議の開催
  - ③ヘルパー通信の発行
- (2) 障害者居宅介護事業の実施 2,754 千円

- ①居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
- ②個別ケア会議の開催
- (3) 難病患者ホームヘルプサービス事業の実施〈受託事業〉 1 千円
- (4) 訪問（自費）サービスの実施 300 千円
- (5) 公益的取り組みの実施
  - ①（仮称）地域貢献活動の実施
  - ②家族交流会の実施
- (6) 第三者評価事業の受診 116 千円
- (7) 産前産後ヘルパー派遣事業の実施《新規》** 500 千円

## 7. 通所介護課 通所介護係

- (1) 通所介護・介護予防通所介護相当サービスの実施 70,561 千円
  - ①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
  - ②サービス担当者会議への参加
  - ③デイサービスセンター防災訓練等の実施
  - ④広報紙（デイ通信）の発行
  - ⑤個別機能訓練の実施
- (2) 認知症要介護者・要支援者への通所介護事業（ほっとぴあ）の実施 33,060 千円
  - ①（予防）通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
  - ②サービス担当者会議への参加
  - ③デイサービスセンター防災訓練等の実施
  - ④広報紙（デイ通信）の発行
  - ⑤ほっとぴあ運営推進会議の開催
- (3) 通所型サービスA「おたっしや倶楽部」の実施 2,699 千円
- (4) デイサービス昼食自炊化事業 1,215 千円
- (5) 公益的取り組みの実施 15 千円
  - ①（仮称）地域貢献活動の実施
  - ②家族交流会の実施
- (6) 災害時福祉避難所設置運営訓練の実施 14 千円

## 8. チーム運営

- (1) 職員研修の実施 100 千円
- (2) 社協職員による出張セミナーの実施（見直し）
- (3) マスコットキャラクター「どんちゃん」の派遣
- (4) 居場所づくり支援事業（絆カフェ）の実施 126 千円
- (5) 絆ネット構築支援事業の実施〈受託事業〉【重点】** 4,832 千円

①相談体制・ネットワーク作り

②空き家等を活用した地域での多様な居場所づくり（10月まで）

**③社協内部の連携強化〈新規〉**

(6) 災害ボランティアセンター事務局の運営 75 千円

注) 各事業の後に記載されている数字は予算規模です。事業の性質により重複して計上されることがあるため、予算書の数値と完全に一致しません。

注) 精華町社協では基本的に「障がい者」という表記を用いていますが、法律名または規則名の場合は原文通り「障害者」と表記しています。